

## 令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

都市建設部

#### (2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年9月30日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年（2026年）3月25日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

### (3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

## 4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

### (1) 指摘事項

#### ア 予算の執行

住宅管理費で予算執行している港2丁目団地集会所ほか6施設の運営業務委託において、業務処理要領では、月2回程度、床面洗浄やガラス・サッシの清掃等を行う特別清掃を実施することと定められているが、受託者から提出された業務日報を確認したところ、規定された回数より著しく少ない実施状況が見受けられたほか、施設によっては一度も特別清掃が行われていなかった。また、都市建設部においては、委託業務の履行確認が適切に行われていなかった。

このことは、受託者から提出された業務日報の確認が形骸化していたことが原因の一つであると思料されるが、業務処理要領は業務の適正な履行を担保する契約の一部を構成する文書であり、その内容どおりに業務が実施されない場合、委託料の適正性が確保できないおそれがあることから、適正な契約事務の執行を確保するため、特別清掃の実施状況の確認はもとより、実効性のある履行確認の手法を検討するなど、改善を図られたい。

### (2) 意見

#### ア 予算の執行

本市は、都市公園法に基づく設置管理許可制度により、元町公園内に所在する旧北海道庁函館支庁庁舎における公園施設の設置を、株式会社はこだて西部まちづくRe-Design（以下「まちづくり会社」という。）に許可しており、まちづくり会社

はイベントの開催や軽飲食店および売店の運営を行っている。また、当該許可に基づく使用料は、函館市都市公園条例第10条の規定により、1㎡あたり月額30円として、使用面積237.04㎡に対し年間85,334円を徴収している。

使用料は、施設の維持管理費に充てることや受益者負担の適正性といった観点から、適切に定める必要があるが、現行の使用料は昭和62年以降、約40年間改定されていない。

当該施設の使用料を他都市の条例に基づき試算すると、札幌市は1㎡あたり月額280円で年間約80万円、青森市は1㎡あたり月額440円で年間約120万円となる。また、旭川市では使用料を「旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」に基づいて算定しており、試算した結果は年間約60万円となることから、現行の年間85,334円の使用料は低い水準にあると言える。

都市建設部においても、使用料の見直しを検討するとのことであるが、本市の財政状況が厳しさを増し、事業の見直しをはじめとする行財政改革に取り組んでいることも踏まえ、適正な受益者負担と使用料収入の確保の観点から、公園の立地条件、利用状況、既存建物の価値等を考慮したうえで、定期的な検証と見直しを行うなど、公園使用料の適正化に努められたい。

また、飲食店等の公園施設の収益を公園の整備等に充てることのできる公募設置管理制度（Park-PFI）の導入などによる財産の有効活用についても検討されたい。